

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (緑地管理) (06-6572-4050)
処分担当名	同上
処分の名称	使用料の減免
概要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市海浜施設条例 (昭和55年4月1日条例第27号) 第8条の2 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市海浜施設条例施行規則 (昭和55年5月31日規則等第58条) 第9条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料等を減額又は免除することがあります。 ①国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が、公用、公共用又は、公益事業の用に供するため施設を使用し、又は占有するとき ②市長がその他特別の事由があると認めるとき ○「特別の事由がある」とは次の場合をいいます。 ・国又は地方公共団体の要請により、公用又は公共の用に供するため、施設を使用し、又は占有するとき (例：防災訓練)
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (緑地管理)
提出時期	随時
提出方法	大阪市海浜施設条例第8条の2の規定による使用料の減額又は免除を受けようとするときは、大阪市海浜施設条例施行規則第9条の第2号様式による使用料減免申請書を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (緑地管理)
ホームページ	
備考	